

2024年8月9日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

むつ中間貯蔵施設安全協定締結判断に対する 抗議及び要請と公開質問状について（依頼）

貴職は、去る7月29日に標記に関する安全協定を締結すると表明しましたが、当県民の会は宮下知事のこの判断に強く抗議します。

その主な理由

1点目は搬出先として国が示した六ヶ所再処理工場は、建設着工して31年が経過しながら未だに竣工できず、中間貯蔵施設の2棟目を考慮すれば、80年先には着工して110年以上経過し、その安全性に保障はない。

六ヶ所再処理工場への搬出そして安全操業は限りなくゼロに近いもので、知事の根拠のない、希望的、楽観的認識でしかない。

2点目に、今後50年以上に渡って県政の苦悩と不安を分断の主要因になりかねない問題を県民説明会等での国や事業者等の説明に多くの県民が納得していないにも関わらず、知事として十分な検討と県民理解を得る努力もせずにおこなった判断は拙速すぎる。

知事は、県議会特別委員会で「締結しない場合もあり得る」と答弁しましたが、どのような場合に凍結しないのかの具体的な内容を明らかにせず、更に、六ヶ所再処理工場の長期利用については、国の次期エネルギー基本計画の記載内容を確認した後に判断する選択肢もありながら、これらに触れないのでは、知事判断に根拠がないものと指摘せざるを得ない。

3点目に、使用済核燃料は、再処理しなければ、10万年管理しなければならない高レベル放射性廃棄物であり、既に再処理されずに貯蔵・保管されている使用済核燃料は、全国で約2万トン、内六ヶ所再処理工場に3000トンあります。更に今後50年間に発生する使用済核燃料が全て再処理され、プルトニウムが利用され、かつガラス固化体の高レベル放射性廃棄物最終処分場が、2045年4月までに操業される可能性は限りなくゼロに近い。

結果として、むつ中間貯蔵施設の操業は、六ヶ所も含めた下北半島、青森県が「核のゴミ捨て場」に大きく前進し、子どもや若者たちの次世代に負の遺産を増やすことになり、宮下知事の掲げる「子どもまん中の県政」「青森新時代」「青森大変革」にも反する。

4点目に、覚書は、県民説明会等での県民等の不安を払拭することであるが、まず県民に安全協定（案）のように、覚書（案）を示し、県民説明会を再度開催し、県民等の意見を聞いてから判

断すべきである。県民等の意見を聞かない覚書は、県民主役の県政、県民との対話を重視する知事の方針に反する。

その内容においても、法的拘束力が無く、実効性に乏しい等の多くの疑問、不安があり容認できない。

次に、安全協定の締結は本日とのことであり、下記により協定を締結しないように要請するとともに、公開質問状を提出しますので、対応方についてお願ひします。

記

1、安全協定の締結はしないことを要請します。

(その主な理由)

- ① 搬出先としての六ヶ所再処理工場の将来の安全操業の保証がない。
- ② 国の次期エネルギー基本計画を確認する必要がある。
- ③ 東京電力と日本原電の原発の再稼動及びプルトニウム利用計画（プルサーマル計画）について事前に確認する必要がある。

(知事は7月29日に記者会見で毎年の搬入前に核燃料サイクルが健全に進んでいるか確認する旨述べている)

- ④ 県民等の意見を聞いて安全協定締結を判断したのであれば、締結前に判断に至った経緯と知事の考えを県民に事前に説明する責任が知事にある。
- ⑤ 覚書も、多くの疑問、不安があり、調印前に県民に説明し、意見を聞く必要がある。
- ⑥ 金属キャスクの審査が終了せず、メーカーのデータ改ざん等の不信、不安が払拭されていない。

2、県民説明会の開催を要請します。

(上記④、⑤の理由により)

3、関連する文書を永久保存されることを要請します。

4、公開質問状

別紙により提出しますので、文書にて早期にご回答下さるようお願ひします。

〈連絡先〉

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

青森県八戸市根城9丁目 19-9 浅石法律事務所内

☎ 0178-47-2321

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

【別紙】

むつ中間貯蔵施設安全協定に関する公開質問状

2024年8月9日

核のゴミから未来を守る青森県民の会

問1 知事は50年後の搬出先の県民等の懸念に対し、一定程度払拭され、大きく前進したとさる7月29日の記者会見で述べたと報じられているが、この具体的な内容について知事に伺う。

問2 同じく、一定の明確さをもって県民に説明できる環境が整ったとも述べたと報じられているが、この具体的な内容について知事に伺う。併せて、県民への説明をいつ行うのか伺う。

問3 六ヶ所再処理工場の稼働の環境が整えば整合が図られるとも述べたと報じられているが、現時点では、同工場は稼働していないことから、整合が図られていないのに安全協定締結の判断は矛盾すると考えるがどうか。知事に伺う。

問4 六ヶ所再処理工場が、建設着工して31年経過しながら竣工できていないのは、安全性の保証がないからである。そのような同工場の50年以上稼働を前提に、中間貯蔵事業を進めることは、安全性第一に反し、安全性無視の対応と考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問5 知事は、むつ市長時代の令和3年3月9日付デーリー東北社のインタビューに「国に政策的に求めることとして、威かる核燃料が搬出されることをはっきりさせてほしい。電源構成比率で20~22%が目標とされる原発は何基稼働するのか。

使用済み核燃料は何トン出て、うち何トンが六ヶ所へ行き、残り何トンを全国の中間貯蔵施設で保管するのか」と答えているが、今回、国からのこれらについてどのような説明があったのか、知事に伺う。

説明がないのに安全協定締結を判断したのでは、矛盾すると考えるがどうか、知事に伺う。

問6 両電力会社の原発は、福島原発事故等により、廃炉計画がすすみ、平成17年計画当初から原発稼働基数が減り、更に老朽化原発も多く、平成17年当初から状況が大きく変わっていることから、両電力会社の今後の50年間の使用済核燃料の発生見込量を知事は求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問7 両電力会社は既に大量のプルトニウムを保有し、併せて、大量の使用済核燃料を保管しているにもかかわらず、プルサーマル計画の策定もできずにいることは、プルトニウム及び再処理の必要性が無いものと考えるが、今後50年間の両電力会社のプルトニウム利用と再処理計画を知事は求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問8 六ヶ所再処理工場に搬出不可能の場合、搬出先について、国からどのような説明を受けているのか。受けていないとすれば求めるべきと考えるがどうか、知事に伺う。。

問9 六ヶ所再処理工場には、アクティブ試験で放射性物質に汚染され、人が立ち入ることのできないレッドセル内の機器設備が約7割あると聞いているが、これら機器、設備の100年以上の安全性、健全性をどのように保全、保証するのか。知事に伺う。

問10 六ヶ所再処理工場の長期利用及び核燃料サイクル、直接処分等について、国の次期エネルギー基本計画を確認してから、安全協定締結の判断をする選択肢もあったと考えるが、そうしなかった理由について知事に伺う。

問11 前記問5のインタビューで知事は「政治の約束事にはレベルがある。まずは法律の次に重いエネルギー基本計画などの閣議決定のレベルで燃料の行先をある程度示すべきだが、示しきれないなら、それ以下の閣議了解と言ったレベルで説明すべきだ」と述べたと報じられているが、今回は、法律の制定又は閣議決定、あるいは閣議了解を求めなかったのは矛盾するが、その理由について知事に伺う。

問12 また、今後そのような手続きを求める考えがあるのか、知事に伺う。

問13 覚書にある「事業の確実な実施が著しく困難な状況」とはどのような内容で、誰がどのような手続きでそれを判断するのか伺う。

問14 「施設外搬出も含め」とは、具体的にどのような施設で、県内もあり得るのか。また県外と明記しない理由について伺う。

問15 搬出はRFSの責任でなく、親会社の責任であることを明記すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

問16 覚書で、親会社は安全協定に関して、RFSに対して指導、助言とだけあるのは不十分で、親会社自身の責任も明確にすべきと考えるが知事の見解と対応について伺う。

問17 貯蔵中にキャスクから放射性物質が漏れ、汚染等が発生した場合の対応と責任の所在が曖昧で、明確にすべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

問18 トラブル対応要領が策定された時期とその内容及び親会社の責任について伺う。

問19 違反の措置の具体的な内容及び親会社の責任について伺う。また、これに使用済核燃料の搬出も含まれることを明記すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

問 20 金属キャスクの製造にデーター改ざん等の不信のあるメーカーが関わっていることから、金属キャスクの検査に国が、直接関与することを県は国に求めるべきと考えないか、知事の見解と対応について伺う。

問 21 今回搬入が予定されている金属キャスクの検査が終わった時期及び試験用使用承認書が交付された時期について伺う。

問 22 同キャスクは2012年に製造されたと聞いているが、既に12年経過した中古品で今後の輸送と50年間貯蔵の安全性に疑念を持つが、安全と言えるのか、知事の見解と対応について伺う。

問 23 原発立地地域である新潟県や柏崎市でも拒否している中間貯蔵施設の操業は下北半島と青森県を「核のゴミ捨て場」とのイメージが大きくなり、子どもや若者たちの次世代と県政にとつて負の遺産を増やすことになり、マイナスと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

問 24 別添に、本施設当初計画時と現状についての考察を記したが、多くの点で当初計画時と大きく変わったにもかかわらず「核燃料サイクルは国の方針」「全量再処理は国の方針」だけの説明では県民は納得できず、しかも国と事業者の信頼性が損なわれ、安全かつ確実な実施の保証はない。

よって、知事は本事業の中止を国と事業者に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。